

○農林水産省告示第二千五百七十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
佐賀県佐賀市	平成二十九年一月一日
福岡県久留米市 那珂川町	平成二十九年四月一日